

加西市高齢重度障害者等医療費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は高齢の重度障害者等にかかる医療費の一部を助成することにより、重度障害者等の負担を軽減し、もってその福祉の増進を図ることを目的とし、加西市補助金等交付規則（平成30年加西市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢重度障害者等 市内に住所を有する65歳以上の者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が、1級及び2級に該当する者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院、診療所において、主として精神科若しくは神経科を担当する医師により重度知的障害者（児）と判定された者
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「高齢精神障害者」という。）
- (2) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所または薬局その他のもの。
- (3) 低所得者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）の規定による療養又は保険外併用療養費若しくは訪問看護療養費に係る療養（以下「療養」という。）のあった月の属する年度（療養のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税（同法第328条の規定によっ

て課する所得割を除く。)が課されていない者(加西市税条例(昭和42年第50号)の規定により当該市民税を免除された者を含むものとする。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあった月の属する年の前年(療養のあった月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び療養のあった月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。))によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円以下である者。

- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金 当該療養に要する費用の額から法の規定により後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が負担すべき額(広域連合の条例、規則等により法に規定する後期高齢者医療給付と併せて当該療養の給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。)を控除した額(法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において療養に関する給付が行われないうちに限り。)

(助成対象者)

第3条 この事業の助成の対象となる者は、高齢重度障害者等で、次の各号に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 高齢重度障害者等及び配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)並びに高齢重度障害者等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその高齢重度障害者等の生計を維持す

る者について、療養のあった月の属する年度（療養のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同附則第5条の4の2第6項及び同附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が23万5千円未満であること。

(2) 前号の規定にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この事業の助成の対象とすることができるものとする。

2 前項第1号に規定する地方税法の規定による市民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額については、当分の間、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号を適用して算定するものとする。

3 第1項第1号に規定する所得割の額を算定する場合には、第1項第1号に規定する者が地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

（助成する範囲）

第4条 高齢重度障害者等の疾病（高齢精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について、法の規定による療養に対する給付又は支給が行われた場合において、高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金に相当する額から次の額を控除した額を高齢重度障害者等医療費として支給する。

(1) 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき600円（低所得者である場合には、400円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

(2) 入院療養である場合

当該療養につき次のアからウの額に100分の10を乗じて得た額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）ただし、この額は同一の月に同一の保険医療機関においては2,400円（低

所得者である場合には、1,600円)を限度とする。

ア 法第71条第1項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算出した額

イ 法第76条第2項第1号の規定する「当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)」

ウ 法第77条第3項に規定する「当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額」

- 2 第1項に定める額は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金の額を超えることができない。
- 3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、第1項の適用について、それぞれ別個の保険医療機関等とみなす。
- 4 第1項に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

(受給者証)

第5条 高齢重度障害者等医療費の助成を受けようとする者は、あらかじめ高齢重度障害者等医療費受給者証交付申請書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

- 2 市長は、受給資格を認定したときは、高齢重度障害者等医療費受給者証(様式第2号及び様式第2号の2。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。
- 3 受給者証の有効期間は1年以内とし、当該受給者証を発行した年又はその翌年の6月30日までとする。ただし、6月30日までに受給資格を喪失する者の受給者証の有効期限については、その喪失する日までとする。
- 4 受給者証の交付を受けた者は、資格を喪失したときは、すみやかに当該受給者証を市長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付)

第6条 受給者証の交付を受けた者が、受給者証を紛失したとき又は破損若しくは汚損

により使用できなくなったときは、受給者証再交付申請書（様式第1号）により、市長に再交付を申請することができる。ただし、受給者証を破損又は汚損した場合にあっては、当該受給者証を申請書に添えなければならない。

- 2 受給者証の再交付を受けた者は、紛失していた受給者証を発見したときは、その紛失していた受給者証を市長に返還しなければならない。

（変更届）

第7条 受給者証の交付を受けた者は、申請事項に変更が生じたときは受給者証を添えて資格事項（変更）届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（受給者証の更新）

第8条 受給者証の更新を受けようとする者は、受給者証の有効期限が到来するまでに高齢重度障害者等医療費受給者証更新申請書（様式第1号）に当該受給者証及び市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めたときは、前項の申請をまたずに受給者証を更新することができる。

（支給申請）

第9条 高齢重度障害者等医療費の支給を受けようとする者は、福祉医療費助成申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。ただし、次条の規定により高齢重度障害者等医療費の支給があったものとみなされるときは、この限りでない。

（支給方法の特例）

第10条 高齢重度障害者等が加西市福祉医療費助成施行規則（昭和63年加西市規則第3号）第5条で定める保険医療機関等で医療を受けた場合には、市長は、高齢重度障害者等医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払いがあったときは、当該医療を受けた者に対し、高齢重度障害者等医療費の支給があったものとみなす。

（損害賠償との調整）

第11条 市長は、高齢重度障害者等が疾病及び負傷に関し損害賠償を受けたときは、そ

の価額の限度において、高齢重度障害者等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに支給した高齢重度障害者等医療費の全部又は一部に相当する額を返還させることができる。

(支給額の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の行為によって高齢重度障害者等医療費の支給を受けた者がいると認めるときは、その者に対し、当該助成を受けた額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(受給権の保護)

第13条 高齢重度障害者等医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供することができない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に行われた医療に関する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

様式 (省略)